

令和元年 8 月 1 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の利用促進について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の利用促進について

平成30年7月2日付け文書（健Ⅱ69）等をもってご案内申し上げたとおり、平成30年12月より標記事業が開始され、厚生労働省の研究への参加に同意した患者に対し、指定医療機関に入院した場合の医療費助成が実施されているところです。

今般、同事業の利用実績が当初の見込みより少数であることから、厚生労働省より本会あて別添の事務連絡がなされ、本事業の利用促進に関して周知・協力方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

同事務連絡では、医療機関に対し、都道府県への指定医療機関の指定申請、また、同事業に係る患者への周知等、更なる協力を求めています。

事 務 連 絡
令和元年 7 月 5 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の利用の促進にかかるご協力について（依頼）

平素より肝炎対策の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 12 月から開始した「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の施行につきましては、多大なご協力をいただいているところですが、一方で、事業の利用実績については、見込みより少数となっています。この点については、患者への事業の十分な周知や、本事業による支援を行う医療機関である指定医療機関の十分な指定が課題となっていると考えています。

つきましては、各都道府県にも配布しております、厚生労働省において作成しました添付の指定医療機関の指定申請の勧奨のための資材をご活用いただき、指定医療機関になっていただくため都道府県への指定申請を行っていただくことにつきまして、関係者にご協力をいただきますよう、貴会を通じ、関係者へのご案内をお願いいたします。

また、患者への事業の周知につきましては、患者の事業参加につなげるため、指定医療機関において、患者への事業の説明等を行う担当者・部署を設置し、患者に事業の案内を行っていただくことを、都道府県のご協力を得て推進しているところですので、併せて関係者への周知と取組へのご協力にもご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考）

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html